

論文

戦後改革期（一九五〇年代）における都市住民の水利利用と自治体

— 三島市（静岡県）を事例として —

沼尻 晃 伸

キーワード

湧水 水道 下水道 洗濯 三島市 箱根山

はじめに

本稿は、敗戦後の静岡県三島市を事例として、自治体による上下水道の整備がなされる以前における住民の多様な水利利用とそれを支える諸関係を追究するとともに、自治体や国による水に関する政策が進む一九五〇年代に、新たに形作られる水利利用をめぐる住民と自治体との関係を明らかにすることを課題とする。

筆者がこのような課題を設定した問題関心とは、都市住民と水・水辺との関係史を、同時代における種々の共同性と公共性に位置付けて描くことを通じて、近代日本の都市における住民の水利利用が、現代化の過程でどのように変化したのかを究明したい点にある。

近代日本の都市における水利利用に関しては、歴史学研究においては主に水道の整備に焦点が当てられ、首都における都市衛生問題への政策的対応¹⁾や、近代都市空間編成に必

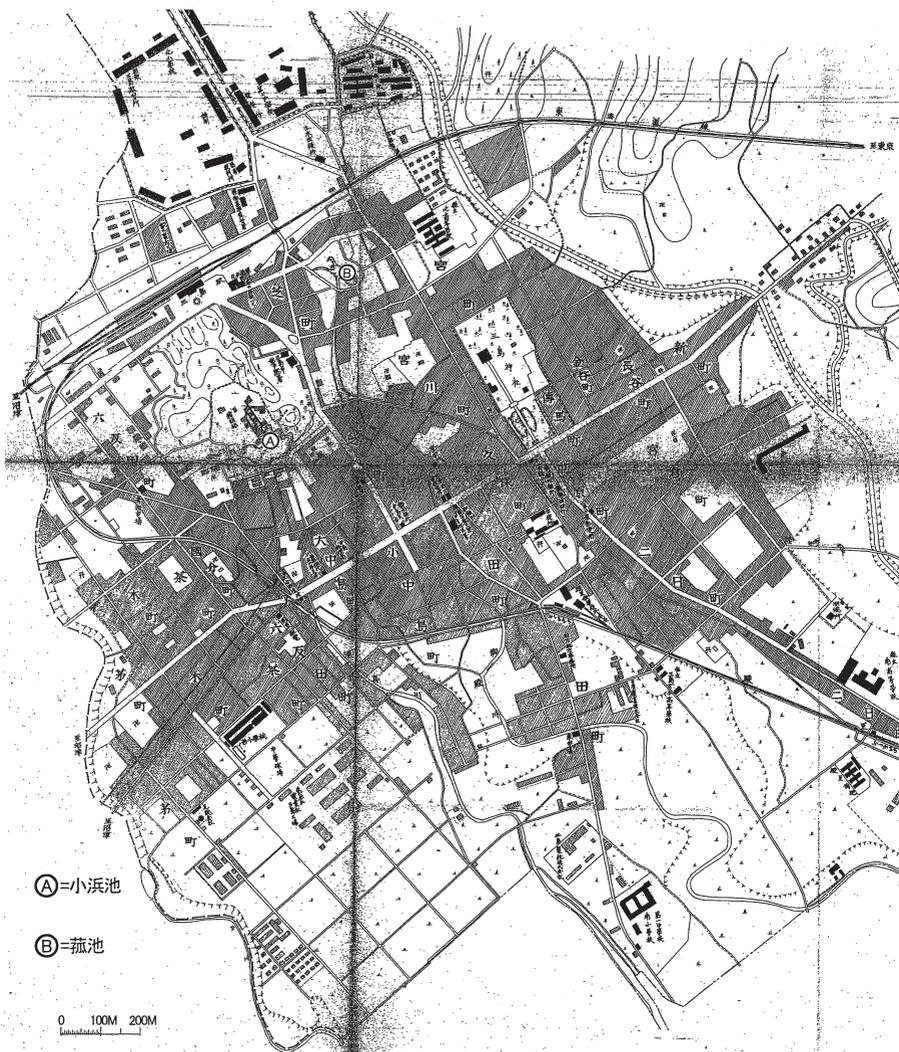
要となる衛生面からの要請²⁾といった視点から分析されてきた。他方で、自治体が水道を整備する以前において、住民にとつての水・水辺の利用はどのような内容であり、そのような利用からみたとき自治体や国の政策は住民にとっていかなる意味や問題を有したのかというように、都市の住民生活に視点を据えそこに水道整備などの政策を位置付ける手法をとる研究は、管見の限りほとんど見られない³⁾。自治体による水道整備がなされる以前においても、所有地内の井戸水の利用・排水とともに、町などによる簡易水道組合の設置や水辺での洗濯にみられる慣行的な利用など、様々な形で都市住民は水や水辺を利用して来た。このような都市住民の水利用をささえる私的性格と共同性は、自治体による水道整備とどのように関連し、あるいは対抗していたのか？住民による水と水辺の利用、排水の有り様などの地域的差異を踏まえ、対象時期の社会変動と国家の政策のなかで水道整備など自治体による新たな公共性を有する政策が実施されるプロセスを分析すれば、近代から現代にかけての都市住民生活の私的性格と共同性・公共性の関係を直接分析することが可能となる⁴⁾。それだけでなく、近年の環境史が注目している都市住民による多様な水利用を射程に収めることも可能となろう⁵⁾。

以上の問題関心に基づき本稿は分析を進めるが、二〇世

紀の都市における水利用は、自然環境や自治体の政策によつて大きな偏差がある。一事例をもつて直ちに一般化することは困難であるし、本稿のねらいも事例分析を直ちに一般化する点にあるわけではない。むしろ、ある一事例に徹底してこだわることを通じて、そこにみられる種々の問題構図（住民間・地域間の差異・利害対立や、私権と共同性・公共性との対立、諸運動と地方メディアの役割など）とその変化の過程を、個別具体的に提示することを第一の課題とし、他事例との比較検討を進めるための第一歩としたい。

本稿が対象とする静岡県三島市は、富士山と箱根山のふもとに位置し、双方の山々からは豊富な地下水が流れ、その一部は市街地で湧出し、湧水池である小浜池からは源兵衛川が、菰池からは桜川が流れ出ていた（図1を参照）。これらの河川は「三尺下れば、真水になる」と言われるほど豊富な水量を誇った⁶⁾。山野に囲まれ地下水と湧水が豊富であるという意味において典型的な都市といえよう。本稿は、戦後改革期（一九五〇年代）を対象として分析するが、この時期に注目する意図は、以下の三点にまとめられる。第一に、当該期の三島市は、なお豊富な湧水量をほこつており、都市住民の多様な水利用がみられたという点である。第二に、その一方で社会的変動と都市化傾向が顕著であり、水利用をめぐる種々の問題が生じた点である。第三に、

図1 三島市街図（1950年頃）



出典「三島市街図」（三島市編『三島市勢要覧』〔昭和25年版〕の付録地図、三島市役所、1951年）。

戦後改革期（一九五〇年代における都市住民の水利用と自治体（沼尻）

一九四八年から市営水道の整備が始まり、一九五四年に制定された清掃法が住民の水利用に影響を与えるなど、自治体や国の政策との関連で水利用を検討することが可能となる点である。まとめれば、種々の共同性に支えられた住民の水利用は、戦後改革期から一九五〇年代における社会的変動のなかで、国家法のもとでの自治体の有する公共性などのような矛盾を孕みつつ結びついていったのか。住民はどのように自治体の公共性に自らの主張を埋め込んでいったのか。これらの点を検討することが、本稿の課題となる。

第一章 敗戦後における地域構造と水利用

(一) 人口変化と市街地の特徴

国勢調査によって三島市の人口変化をみると、一九三〇年三万六二二二人、一九四〇年三万八八二七人というように、一九三〇年代には大きな変化は見られなかったが、一九四七年五万四三三五人、一九五〇年五万四五一六人というように一九四〇年代前半から半ばにかけて急増し、以後一九五五年五万八一七九人、一九六〇年六万二九六六人と増加傾向をたどった。一九四〇年代前半の三島市には、共立水産工業、電業社、中島飛行機、明治ゴム、森永食品などによる軍需産業に関連する規模の大きい工場の新設が

相次いだ。また「狭いながらも、楽しい我家、帝都から三島へ疎開の一家」^⑩、「三島へ続々疎開」^⑪などの新聞の見出しからうかがえるように、三島は東京方面からの疎開地としての性格も有するようになった。これらの要因に加えて、戦後の引揚げと復員などの理由から一九四〇年代に三島市では人口が増加した。

表1は、三島市における町別人口の変化と、戦前（一九三七年）のデータとなるが町・字別の特別税戸数割賦課額を示したものである。町別人口（各町の位置は図1を参照）をみると、二倍以上に増加しているのが、宮町、六反田町、芝町、茅町の四町で、一・五倍以上二倍未満であったのが、木町、田町、宮倉町、茶町、二日町であった。反対に、人口が減少している地域は久保町、伝馬町・金谷町、一倍以上一・五倍未満であったのが国分町、大巾島町、小巾島町、宮川町、市ヶ原町、長谷町、新町であった。この傾向は、明治初年から一九五五年の町ごとの人口増加傾向を分析した『三島市誌』とほぼ同一であった。同書では、人口増加が顕著な地域として、鉄道駅の周辺地域である芝町（国鉄三島駅周辺）、六反田町・田町（伊豆箱根鉄道三島広小路駅・三島町駅）や、旧三島宿の外縁部を挙げるとともに、人口増加が少ない地域として、旧宿場町の中心部などを挙げた。以上の特徴は、一九三〇年から五五年の人

表1 1937年度三島町戸数割賦課額(町・字別、所得賦課・資産賦課別) (単位:人、戸、円)

町・字名	町別人口			戸数 (1937 年)(c)	特別税戸数割所得賦課		特別税戸数割資産賦課	
	1930年(a)	1955年(b)	(b)/(a)		町内各戸へ の賦課合計 (d)	(d)/(c)	町内各戸へ の賦課合計 (e)	(e)/(c)
茅町	932	2,265	2.4	189	813	4.3	266	1.4
木町	1,152	2,159	1.9	280	1,376	4.9	407	1.5
茶町	1,016	1,777	1.7	250	1,581	6.3	700	2.8
国分町	640	815	1.3	130	664	5.1	180	1.4
六反田町	2,046	5,367	2.6	502	3,328	6.6	1,033	2.1
大中島町	960	1,273	1.3	205	2,145	10.5	746	3.6
小中島町	1,758	2,508	1.4	320	3,638	11.4	1,211	3.8
芝町	1,497	3,867	2.6	333	9,751	29.3	3,597	10.8
宮川町	882	1,117	1.3	130	1,416	10.9	824	6.3
久保町	892	745	0.8	120	2,966	24.7	3,219	26.8
田町	1,919	3,364	1.8	457	4,052	8.9	1,965	4.3
二日町	2,368	4,063	1.7	491	3,417	7.0	1,045	2.1
市ヶ原町	478	479	1.0	70	1,269	18.1	611	8.7
宮倉町	848	1,568	1.8	194	809	4.2	272	1.4
伝馬町	910	901	1.0	128	1,468	11.5	720	5.6
金谷町				22	119	5.4	46	2.1
長谷町	453	556	1.2	78	683	8.8	329	4.2
新町	553	640	1.2	97	353	3.6	142	1.5
宮町	1,717	5,028	2.9	380	2,237	5.9	882	2.3
一町田	—	—	—	25	185	7.4	221	8.8
沢地	—	—	—	59	333	5.6	343	5.8
徳倉	—	—	—	106	703	6.6	643	6.1
萩	—	—	—	42	230	5.5	146	3.5
佐野	—	—	—	112	735	6.6	710	6.3
幸原	—	—	—	83	417	5.0	212	2.6
陸軍	—	—	—	121	1,487	12.3	136	1.1

出典)三島市史編纂委員会編『三島市誌』下巻(複製版)、三島市、1985年(原版は1959刊)、12頁、「昭和十二年度特別税戸数割賦課額更新議定書 三島町」『昭和十三年～十六年 議決書類 三島町役場』(三島市立図書館所蔵)

注)人口に関しては、北上村を編入する以前における三島町域の町のみ記した。

口変化に即して考えてみても、軍需工場建設による人口増加や引揚などといった要因を加味する必要があるとはいえ、ほぼ共通しているといえよう。

他方で、このような人口増加傾向と、町ごとの特別税戸数割賦課額は必ずしも一致していなかった。表1において一九三七年特別税戸数割賦課額をみると、芝町には三島市居住の実業家・資産家であった緒明圭造が居住しており、緒明家一戸の賦課額が芝町全体の賦課額(所得、資産とも)の半分以上を占めるので、ここでは除いて考えると、一戸あたり賦課額が所得並びに資産に対する賦課ともに二〇円を超えているのは、人口が減少していた久保町であった。久保町には戸数割賦課額一〇〇円以上層が一〇戸、五〇円以上一〇〇円未満層も七戸存在した^{①②}。表1の資産に対する賦課額も久保町は高く、賦課額合計は三二一九・五円で芝町に次いで大きい。「久保町は石高といひ商工業といひ市ヶ原と共に昔の三島の中心」であり、多くの商店が「軒を並べての大繁昌であったが、漸次中島にその繁栄を奪われ」たとの談話が新聞で報じられており、商業地としての衰退傾向にあるとはいえ近世からの系譜を有する有産者が居住していたことがわかる。一戸あたり所得賦課が一〇円以上である大中島町、小中島町、宮

戦後改革期（一九五〇年代における都市住民の水利利用と自治体（沼尻）

川町、市ヶ原町、伝馬町も、資産に対する一戸あたり賦課額において相対的に上位に位置しており、これらの町にも街道沿いに有産者が居住していたと推定される。

これに対して、人口増加率が高いものの戸数割の所得賦課、資産賦課がともに低いのは、茅町、木町（市西部）及び宮倉町（市東部）であった。時代は下るが一九五〇年代の地方新聞においても「大都会の郊外的景観を見せている」（茅町）¹⁸、「電業社をトップに工業的景観」（木町）¹⁹、「農村都市をかねる住宅都市」（宮倉）などと紹介されており、旧東海道沿いの資産家が集住する地区とは異なる、新たな都市拡大に伴う人口増加地区であることがうかがえる。

（二）水利利用に関する基盤整備の実態

市営水道が敷設される以前における住民への給水設備として重要であったのが、組合営の簡易水道であった。表2は、一九四五年の三島市内における簡易水道組合を示したものである。このなかで給水開始年が最も古いのが、久保町簡易水道であった。同町は地質の関係上井戸がなかったため水道敷設の要望が出されるようになり、町民から出資を募って敷設されたという²⁰。前述したように、久保町は旧三島町内のなかでも特に階層が高い資産家が居住していた地区であり、このことは市内でいち早く組合営による簡易

表2 三島市における簡易水道（1945年）

簡易水道名	給水地域	給水人口	給水開始年
久保町簡易水道	久保町、芝町、伝馬町、田町	950	1905
幸原簡易水道	幸原区	600	1926
田町簡易水道	田町、小中島町	750	1928
木町簡易水道	木町、茶町、茅町	425	1930
小浜簡易水道	六反田町	900	1932
市ヶ原簡易水道	市ヶ原町、伝馬町	638	1932
富士見簡易水道	芝町	250	1934
若宮簡易水道	木町、茶町、国分町	650	1935
三島中央簡易水道	小中島町、大中島町、芝町	750	1937
大中島簡易水道	大中島町	450	1937

出典）三島市教育委員会編『三島用水誌』三島市教育委員会、1987年、258頁。

注）1945年時点で存在が確認できる簡易水道を挙げた。給水人口がいつの時点でのものであるかは不明。

水道の設置を可能ならしめた重要な条件となった。

他方、表2を見ると、一九二〇年代後半から、簡易水道の設置が各地区で相次いだ点も確認できる。水道を用いる生活様式に各地区とともに積極的になった様子がうかがえるが、表2の給水人口合計六三六三人は、一九四〇年時点での旧三島町域の人口二万七六一二人と比較しても二割から三割程度であった。表2の給水人口の年次が不明なためここでは大まかな傾向を述べるにとどまるが、敗戦後の新聞では「現在三島市内に水道のない個所は、宮町、宮川町、伝馬町、長谷、新町、宮倉、二日町、田町の一部等市の東北部の大部分であり、芝町、六反田方面の一部にもなく、然もそれ等の多くは地下が岩盤のため井戸を掘る事も出来ず、汚い川や堀の水で洗い物をしている所も少くない」と報じており、水道が敷設されていない地域が広範に存在していたことがうかがえる。

(三) カワバタの歴史的位置

水道以外に目を向けると、市中心部の湧水池から流れ出る小河川は、洗濯や食器洗い、食べ物の冷蔵、家庭排水の排出先などに利用されていた。洗濯などを行う水辺の場所は「カワバタ」と呼ばれ、湧水量の多かった時期の三島市の象徴的な水利利用の場として、現在に至るまでたびたび取

り上げられているが、以下の三つの点に注目する必要がある。

第一に、カワバタにおける水利利用の法的根拠についてである。カワバタは、自らの所有地に所在するものと、水辺を所有しない人々が利用する共同のものに分けることができる。このような私有地における水利利用、あるいは共同のカワバタにおける水利利用に関する法的根拠については、管見の限り三島の事例に即して検討したものはない。法学分野の研究として、森實は慣行農業水利権が農業に利用されるだけでなく、防火用として、さらには生活用として住宅敷地内に水を引き入れ食器洗い、洗濯に用いるケースを指摘し、そこに慣行農業水利権の地域用水利的機能を見出した。しかし、三島の場合は、農業水利権を有する農民の水利利用ではなく、上流における都市住民の水利用であった。湧水量が豊富であり、上流で住民が洗濯などに用いても下流の農民の慣行水利権を侵害することがなかったため、都市住民の権利に関する意識を醸成する機会は乏しかったと考えられよう。ただし、戦時期、戦後復興期に増加した新たな転住者がアパートなど水辺から離れた場所に住むことが多いと考えれば、共同のカワバタ利用が増加したのであることは想像に難くない。

第二に、第一の点に関係するが、敗戦後の三島市の

戦後改革期（一九五〇年代における都市住民の水利用と自治体（沼尻）

河川は汚濁がかなりの程度進んでいたという点である。一九四九年（一九五〇年の『三島ニュース』では、「川は昔の様に綺麗でない。殊に現在の河川は汚物の流入その他で非常に汚れて居る点や、「透き通っているから三島の水は綺麗だと思つたら大違いで、水上の清流にも汚物は流れ込んでいる」点を報じた。

第三に、「三島名物雪解水の冷たさもなんのその、水上は三島の子供の夏の楽しい遊び場だ」というように、湧水量が増加する夏場に関しては、水辺で遊ぶ子どもたちを報じる新聞記事が見られる点である。水辺で遊ぶ子どもたちの姿は、三島市出身の人形作家として著名な野口三四郎が制作した「三四呂人形」において、「水辺興談」という作品として発表されていた。湧水で子どもが遊ぶ光景は、幼少期を三島で過ごした住民にとって実際の体験であると同時に、芸術作品や地方新聞などにより絶えず想起させられていたといえよう。

（四）防火用水への対策

三島市市街地は、地区によって防火用水に支障を来していた。その代表的な地区が市西部の五つの町（茅町、木町、茶町、国分町、六反田）であった。西部を流れる千貫樋と呼ばれる農業用水は、「六七八九月にまたがって百ヶ日位

あるのみ他はガラガラ」であったという。³⁰

西部五町では、一九四八年に同地区の工場で火災があったのを機に、市議会議員の山田重太郎（社会党）の提唱で、常設消防の強化をおこなうこととなった。具体的には、四箇所での貯水池設置と消防自動車の購入を決定し、茅町三・四丁目では、貯水池を新設する代わりに玉川池に通ずる消防自動車用道路を住民の奉仕作業によって完成させた点が報じられた。³¹

これらの新聞記事から読み取れることは、二点ある。一つは、敗戦後における防火用水整備の担い手は三島市ではなく、町が中心となっている点である。市西部のこれらの町は人口増加が顕著な地域であったが、そのような変化のなかでの町の役割が見て取れる。もう一つは、提唱者が、社会党の山田重太郎であったという点である。山田は、一九〇〇年生で、戦前から町議を務め、労働運動や借家人運動に携わり、³²市議会では市営水道敷設に関して数多くの質問をした。社会党の市議の提唱で防火用水対策が始まった点に、必ずしも保守的な有産者中心の論理で動いていない、市中心部からみて外縁に位置する当該期の町の特徴が読み取れる。³³

(五) 周辺山野の管理

三島湧水の水源となる、箱根山西麓と富士山に対する三島市の関わりとはどのようなものであったのか？ここでは三島市から距離的にも近く権利面でも関係の深い箱根山西麓への住民の関わりについて、その特徴を三点にまとめて紹介しておこう。

第一に、入会権を有する複数の組合が存在していたという点である。江戸時代において、三島宿ほか関連する村々は箱根山西麓に入会地を有した^{②③}。地租改正時において同入会地は民有地に編入され、その後の変遷を経てその運営主体は、三島市外五ヶ市町箱根山組合、三島市外三ヶ市町箱根山林組合、箱根山御山組合、箱根山殖産林組合、箱根山禁伐林組合に分離した^④。

第二に、箱根土地株式会社への土地貸付によって、山野の管理が危機的状况に陥った点である。三島市外五ヶ市町箱根山組合の組合議長を務めた経歴を有する山田重太郎によれば、一九二一年一二月に上記の組合などが箱根土地に対して契約した貸付地は、二二・一五・八六町（全山総面積の七六％）に及んだ。その後、全山の約二〇％をしめる地区に植生していた篠竹が一九三〇年代に枯れることが判明し、洪水の危険も心配されたため、箱根土地側と返還のための再交渉を開始し、一九三六年に一部が返還となった^⑤。

史苑（第七八巻第二号）

箱根土地との交渉成果はあったにせよ、市街地に居住する住民らによる箱根山の利用や維持管理は、もともととは必ずしも積極的なものではなかったことが読み取れる。

第三に、箱根山の原野利用は、むしろ農民による関与が強かったという点である。敗戦直後の農村において、箱根山は肥料確保のための重要な場所となった。一九四六年には、「金肥の入手難と高価なために自給肥料の確立に三島市農業会では管内農家に呼びかけ「草刈運動」を七月十八日から八月三日迄箱根十国峠で一日五十人宛四日間泊かけで朝五時から夜九時迄ブツ通しで山の草の刈取りに大童^⑥である」と、農民による山野利用が報じられた。他方、敗戦後の開拓事業の入植先に箱根山の原野は利用されたが、入会権者による植林への放火や開拓者の道路利用への妨害が行われたといわれる^⑦。このような点に、農民の山野利用に関する意識の強さがうかがえよう。

第二章 自治体による水道経営の開始と公共性

(一) 旧軍用水道の市への譲渡とそこでの問題

三島市では、一九四八年に旧陸軍軍用水道施設の無償貸付を受け、水道事業を開始した。同事業は、給水人口三万人の計画で、総事業費一三二四万円を要して一九五一年度

戦後改革期（一九五〇年代における都市住民の水利用と自治体（沼尻）

に完成した^①。三島市の歳出決算をみると、一九四六年まで費目が存在しなかった上水道費が一九四七年から登場し、上水道費決算額の歳出額全体に占める割合は、一九五〇年六・四％、一九五一年八・一％、一九五二年五・二％となった^②。水道事業は、三島市における中心的な公共事業の一つになった。

それと同時に問題となったのが、既存の簡易水道と市営水道との関係であった。市営水道事業が開始する一九四八年には、簡易水道組合のなかで市に水道寄付を申し出ているケースがあることが新聞で報じられたが、実際には簡易水道組合は直ちに市営水道に統合されなかった。時期はやや下るが一九六〇年において、表2に挙げた一〇の簡易水道組合のうち六つの組合は残存していた^③。市側は、老朽化した簡易水道組合の水道管を受け入れることが財政的に困難という事情を抱えていた。市営水道が元々ある簡易水道組合の経営を圧迫するという点も、問題として取り上げられた。一九五一年三月の三島市議会特別委員会において、社会党の山田重太郎が「既設の簡易水道をやめて市の上水道に切換えるという場合に、何か問題が起きたりしたことはありませんか」と質問したのに対して、市土木課長佐藤清治は、「簡易水道とのトラブル―直接のトラブルというようなものはありません。（中略）市が簡易水道に入って

おる人をモギとって来るといふようなことをしていないからです。自主的に簡易水道組合員が話をつけて、その方と縁を切つてから市の水道にはまってくるのです」と、応答した。簡易水道利用者を「モギとって来る」ことはしないという市側の答弁に、水道事業を先行していた組合への配慮が読み取れる。この答弁に対して山田重太郎は、今後市営水道事業の範囲が広がれば、「簡易水道が経営困難になる」との質問を行ったが、これに対して市土木課長は「市の水道に買取ってもらいたいという希望がないとはいえません（中略）二十七年末から八年ころには予算的に楽になって来ると思います」と答弁するにとどまった。

その後三島市水道課は、一九五二年度予算において簡易水道の買収費を計上したが、当該期の新聞では、買収を希望する簡易水道組合側の事情のほか、簡易水道の場合には夜間は断水としている場合が多く利用者からみて不便である点や、簡易水道組合の収支が明示されていない点など、簡易水道組合の問題点が報じられた^④。市営水道事業開始後の一九五〇年代において、町の有志の共同出資による簡易水道と市営水道とが並存する状況が続いたものの、自治体による水道整備は、住民の間に徐々に浸透していったといえよう。

(二) 市に求められた新たな水供給問題

簡易水道組合との関係以外にも、市営水道に関しては市議会で幾つかの問題点が指摘された。

第一に、アパートに対する水供給をどうするかという問題である。社会党の山田重太郎は、「アパートの水道は現在市営浴場の横にあるポンプを使っておりますが、水量がないため二階の水がでません。(中略) いま最少限度の生活をなし得る水さえも与えることができない実情であります」とアパート(特にその二階)での水事情を指摘し、「十戸、二十戸と引揚住宅がふえるとなるとどうしても水利の便を考えて応急策を講じなければならぬ」点を主張した。⁴⁸⁾ 一九五〇年代初頭においては、二階部分への水道水の供給が円滑に進まない場合が存在したことがうかがえる。

第二に、簡易水道と市営水道双方の配水区域に含まれない地域からの、水道敷設要求である。なかでも問題となっていたのが三島市農山村地域での水道敷設であった。一九五一年の三島市議会では、市北部の農村地帯選出の議員から衛生面の理由からも水道整備が必要との意見が出されたが、市土木課長の答弁は「やりたいけれども、やるだけの余裕がありません」というものであった。⁴⁹⁾ このような事情から、三島市の農山村地域では、三ツ谷簡易水道(一九四八年給水開始)、玉沢簡易水道(一九四九年給水開

始)、伊豆佐野簡易水道(一九五三年給水開始)など、戦後において地区営(組合営)の簡易水道の設置が相次いだ。⁵⁰⁾ 戦前には水道が敷設されていなかった農山村地域においても、水道敷設への欲求は確実に強まっていた。

(三) 地方メディアの報じる自治体と公共性

水道事業を進めるなど自治体政策の住民生活への浸透を、当時の住民はどのように認識していたのか。この点を探ることは、簡易水道組合が体现する共同性とは異なる自治体による公共性への住民の意識を探る意味で重要だが、住民意識自体を直接検討することは史料的に困難なので、ここでは地方新聞の報道に注目し、水道事業以外の市の土木事業なども含めた形で、間接的に接近してみよう。三島市で水道事業が決定・開始された一九四八年〜一九四九年に刊行された新聞に関しては、『三島産業タイムス』(一九四七年創刊)、『駿豆タイムス』(一九四八年創刊)、『三島民報』(一九四九年創刊)、『三島ニュース』(一九四九年創刊)の四紙が現在確認できる。このうち、『三島ニュース』は、この段階ではまだ月刊であるので除き、残りの三紙、なかでも、同時代の社会の変化を強く受けており、一九九〇年代まで刊行が続く『三島民報』に関してやや詳しく検討する。

最初に、『三島産業タイムス』をみると、同紙は、市営水道事業が実現すれば「これまで個々の簡易水道が電力関係で断水に悩んだことも解消され」と報じたように、市営事業の方が簡易水道事業よりも規模面や専門性から信頼できると考えていた。他方で、「水道組合幹部の努力」もあって「電力の枠の増加が許可となり田町水道、小中島水道等給水時間が増加⁵³」した点を報じるなど簡易水道組合の活動にも注目した。全体として、同紙においては水道事業をめぐる自治体の公共性と水道組合の共同性との関係などについて、立ち入った議論を展開することはなかった。

次に、『駿豆タイムス』をみよう。表3に、同紙と後述する『三島民報』における地主・住民と市政に関する主要記事をまとめた。『駿豆タイムス』に関して、以下の二つの特徴が読み取れる。第一に、市街地の土地建物を所有する地主・家主の専横的姿勢や周辺に害をもたらす利用を取り上げている点である。記事bは、ガソリンスタンドが井戸水に悪影響を及ぼした問題について住民が施設撤去に関する陳情を市に提出したという内容であった。記事cは、久保町の簡易水道組合が土地所有者の確認もせずに水道タングの番小屋建設に着手したことを問題とした内容であった。第二に、市の都市計画や公共事業との関わりで、地主の態度に批判的な記事が掲載されている点である。記事a

は、三島市都市計画に添わない形での緒明家別邸地の開放が進むことを批判した内容であった。記事dは、水辺が官有地であることを知りながら、道路建設に反対する地元住民を批判した内容であった。記事eに関連して、同紙はコラム記事に「立退きを通告されて源平川岸の住民、官有地とは知らなかったとは、天下泰平。三島の発展はかゝる人達の存在する限り道遠し」との文章も掲載した。全体として三島市の公共事業や都市計画に関して信頼を寄せており、反対に自治体の公共事業を阻害する主体として地域社会のなかの地主層を批判する記事が多い点が特徴といえる。町の性格が戦後改革のもとで新たな性格を持ち始めている点については防火用水の整備に即して述べたが、『駿豆タイムス』の地主批判の報道もそのような戦後改革期の一つの風潮を示していると考えられよう。

同じく表3から『三島民報』の特徴をみよう。記事e・fに共通していることは、市の公共事業が地元住民の理解を得ないまま頭越しに進められたことを強調している点である。記事eの水上道路建設に関して『三島民報』は同事業の地元への負担を強調した。これは、『駿豆タイムス』が「水上の清流を満喫できるのみならず水郷三島を紹介する意味にも充分役立ち且つ交通緩和の見地よりもその完成の一日も早いことを熱望されている⁵⁴」と市の事業の長所を

表3 『駿豆タイムス』『三島民報』における地主・住民と市政に関する主要記事一覧

紙名	記号	日付	見出し	記事概要
駿豆タイムス	a	1948年9月15日	緒明邸買収の交渉に早くも反対の叫び	三島駅前から芝町方面にかけて四万数千坪をしめる緒明別邸を開発するため、沼津市の大西拓殖会社と緒明家間で交渉が進められているとされている点への批判。(都市計画に添わなくなる可能性を指摘)
	b	1949年5月11日	井戸水も飲めないガソリン浸透して大社前スタンド撤去陳情	三島神社前ガソリンスタンドの施設が不十分で、ガソリンがもれて井戸水が飲料水として使用できないので、住民側が同施設の撤去に関して三島市に陳情。
	c	1949年5月25日	久保町簡易水道組合 市有地を無断使用	久保町簡易水道組合が管理人の番小屋建設工事に着手したところ、同地が三島市、芝町、緒明氏三者の所有であることが判明、市が工事中止を通告した問題。
	d	1949年9月28日	源平川兩岸の道路工事強行か 二十三年度市会で議決済	源平川兩岸の官有地を利用し道路を建設しようとしている市に対して、地元住民が反対している問題。「同地は官有地で現在住んでいる人達がそれを知らないとは考えられない」との市助役の談話を掲載。
三島民報	e	1949年7月28日	水上道路拡張か？ 受益者負担八十万 地元民は気象薄	市東部発展策と位置付けられた芝町と宮川町をつなぐ水上道路への受益者負担として地元民の寄付金を80万円想定していることに対して、地元民の熱意が薄い点を指摘。
	f	1949年9月24日	“急いで事は仕損じる。舗道堀り返し立退者に逆効果 世論は平和的解決 要望	小中島新谷線問題で、市が無通告のまま工事を行ったため、小中島関係者が市役所に押しかける。この事との関係で「芝町一市民談」として以下の文章を掲載。「労働会館横の源平川兩岸に二間巾の遊歩道を緒明邸石垣まで作る計画が八月市からあったが、駅迄抜ける道でもなく、市民の財政的負担も大変な現在の事業としてはどうも納得行かず立退関係者は皆反対です。立退問題も最少立退者の立場になった思いやりを望む」

出典)『駿豆タイムス』1948年9月15日～1949年10月5日、『三島民報』1949年7月13日～1949年10月8日(いずれも「ゴードン・W・ブランケ文庫」に収録されている号)より作成。

注)記事d・fの「源平川」は源兵衛川のことだが、同川は「源平川」と記述される場合もあるのでそのままとした。

紹介しているのとは対照的であった。記事fの小中島新谷線に関しては、『三島民報』は地元の了解なく市が工事を始めた点を強調した。この点は『駿豆タイムス』では小中島新谷線の立退問題自体は取り上げていないものの、記事fの小中島住民が市に押しかけた件については記事にしていな。また記事fでは、「記事概要」に記したように、源兵衛川兩岸の道路建設問題(『駿豆タイムス』の記事dの内容)に言及し、市民の負担からみて反対とする談話を掲載した点も、『駿豆タイムス』とは対照的であった。

なぜ、『三島民報』は、地主・商工業者を含む地元住民の視点から市政を批判する認識を有したのか？創刊当初から同紙の編集長であり後に発行人となった小西政三の回顧録によれば、『三島民報』は、一九四七年における税務署の査定に対する不満が直接の契機となつて、「平和のための新聞」「市民の立場から、反権力の姿勢を堅持したもの」を旨として創刊された。創刊当初、同紙は葦山村所得税闘争を進め後に一九五三年衆議院議員選挙において労働党所属で当選した久保田豊の主張を詳細に報じた。また、同紙には、創刊当初から「三

戦後改革期（一九五〇年代における都市住民の水利用と自治体（沼尻）

島市生活を守る会」という団体が度々登場する。一九四九年九月一四日には同会の臨時総会が開催されたことが記事になっており、総会では市街地の地区別や業種別に報告があり、事業税対策を決定したことが報じられた。記事^fとも関連して、同年九月七日には、『三島民報』の発行元である三島民報社主催、三島市生活を守る会後援の「三島市政を明るくするための公聴会」を開催し市政の不正を糾す会合を開くなど、この時期の両者の活動はほぼ一体のものであった。これらの事実から、同紙は税金問題を契機に、三島市生活を守る会との関係を強く持ち市内商工業者や農民を対象として創刊されたといえよう。

重要なことは、三島市生活を守る会が結成された経緯である。同会は、一九四六年に発足し一九四七年に分裂していった庶民大学三島教室に参加した人々が、地元の商工業者との間に亀裂が生じていった過去を反省して、自営の商工業者による運動を進めるために結成されたといわれている^g。庶民大学三島教室は、東京から丸山真男や川島武宜らの講師を招聘した敗戦直後における市民による自生的な学習・文化活動として著名であるが、同教室に参加した田中勲の回顧録においても、敗戦後の市議会にまず一名議員を当選させるために政党の枠にこだわらず総力をあげて取り組もうということで、「共産党、みしま生活を守る会、三

島映画サークル協議会、日農北上支部などを中心」に運動が進められ、候補者選びは「組織労働者に基盤をもつことは勿論だが、みしま生活を守る会に結集された企業者や農民に接点を持つ者として文化運動、特に三島庶民大学にかわりを持つ者にスポットをあて進められた」とある^h。庶民大学三島教室での分裂の反省を踏まえ、共産党との関係を有しつつ労働者や商工業者、農民など幅広い層に支持される統一候補をたてる動きのなかに、三島市生活を守る会の活動は位置付けていたといえる。『三島民報』は、そのような幅広い階層を含む住民の利害を第一とする運動を中心に報じたのである。

以上のように、『三島民報』は、庶民大学三島教室の系譜をひく三島市の諸運動と関連をもって創刊された。市当局と簡易水道組合の事業の双方を基本的に肯定する（あるいは反対に地主・資産家の専横的姿勢を批判する）他紙とは異なり、統一運動を通じて政治を変えていこうとする構想に基づく主張（具体的には税金闘争）が創刊当初の同紙では展開された。それ故、市営水道事業の賛否に関する直接の主張はみられなかったが、住民の負担増大や立退を強いる自治体による公共事業への批判がなされたといえよう。その後、レッド・パージによって、三島市内における労働運動やメディアは大きな影響を受けた。この点につい

て本稿で立ち入った検討は出来ないが、住民生活に深く関わる自治体の公共的業務が増加するなかで、地域の文化的活動を継承しそれに基づいて市政自体を変革していこうとする動きとそれに連携する地方メディアが見られた点は、注目に値しよう。

第三章 国・県の政策推進と自治体

(一) 糞尿処理とカワバタでの洗濯——清掃法をめぐる動き
一九五〇年代に入ってから、住民の水利用後の排水処理に関わる国家法として、清掃法が制定された(一九五四年)。清掃法は、ゴミや糞尿などの汚物を衛生的に処理し公衆衛生の向上を図ることを目的とし、それに関する国及び地方公共団体の責務などを定めたもので、明治期に制定された汚物掃除法を継承した法であった。同法第一条では汚物の投棄禁止を定め、禁止行為を「下水道又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域にごみ又はふん尿を捨てること。但し、終末処理場のある下水道にふん尿を捨てることはこの限りでない。」と規定した。三島市の場合、カワバタでの洗濯などが同法に抵触する恐れが生じたのである。⁶⁴⁾
清掃法の衛生理念に対する住民側の態度としては、二つの方向性が見て取れる。

第一に、清掃法の衛生理念を実生活で積極的に実践していこうとする方向である。清掃法の施行を受けて、三島市では市内糞尿業者に糞尿を川へ捨てぬよう指示するとともに、新たな糞尿槽設置や糞尿の消化槽施設の設置検討を進めた。⁶⁵⁾ このような市の動きを、住民レベルで支えようとしたのが、三島市婦人連盟に結集する市内の地域婦人会の動きである。静岡県婦人団体連絡会では、新生活運動とともに同運動を推進する事を目的として県教育委員会とともに新生活学校を一九五三年から開始した。⁶⁶⁾ 三島市においても、一九五六年に三島市婦人連盟によって新生活学校が開校され、複数のグループ活動が開始された。その一つの「街のあり方グループ」では、「共同便所と糞尿処理場を作ることを課題とした。⁶⁷⁾ 三島市婦人連盟では、このグループ活動を発展させるために、三島市議会に陳情書を提出した。⁶⁸⁾ 陳情の内容は、「婦人青少年会館の建設について」「プールの増設について(出来得れば三島市の南側に)」「糞尿処理場新設について」の三つの内容であった。「糞尿処理場新設について」では、糞尿処理は「も早農村肥料等に依存することは考えられない状態でございますし、各家庭から衛生業者が汲み出した汚物はその処理に窮し、しばしば近隣の河川に捨てられておりますことは多くの主婦が目撃し口を極めてその非道と不衛生を難じております」とある。陳

情「プールの増設について」では、「市内の子供達は非常に危険な場所やばい菌の多い川で泳ぎ、怪俄をしたり結膜炎を起こしたりするものが多」い」とあり、子ども遊び場として位置づけられていた川への認識が、衛生・安全面から大きく変容している点がかがえる。

衛生面から川を捉える考え方を推し進めたもう一つの主体が、地方新聞であった。『三島民報』は、一九五六年に「清流を汚す婦人たち」という見出しをつけて水上児童遊園地内の湧水で洗濯をしている人の写真を掲載し、「公園入口の掲示板には同所での洗濯を固く禁じているのも知らぬ顔。おむつをはじめ汚れものをジャブ、ジャブしている婦人の姿が絶えない」と報じた。^⑧『三島民報』は、前述した一九四九年創刊の地方新聞だが、この時期には五日刊となっていた。五日刊の地方新聞は当時の三島市内では『三島民報』だけ（他紙はほとんどが旬刊）であり地域社会に影響力があつた地方新聞と考えてよい。頭越しに政策を進める市当局を批判した創刊時の論調と異なるようにみえるが、『三島民報』は市内での新生活学校の活動に関して積極的に報じていたことに鑑みれば、衛生美化を推進する三島市婦人連盟の側に立った報道といえる。重要なことは、なぜ公園で女性が洗濯をしているのかという点に関して立ち入った報道がなされていない点である。一九五〇年代に

おける三島市の人口増加とオムツについた糞尿を流せるような水場の必要性という点に鑑みれば、共同のカワバタ利用者が増加し、湧水池の公園での洗濯も行われるようになっていくことは、ある意味自然の成り行きであった。すなわち、カワバタの所有の有無や転住者の増加といった点に触れずに、もっぱら湧水池で洗濯をしている女性だけに焦点をあて、「清流を汚す婦人たち」という見出しをつけている点に、当該期の『三島民報』の報道の特徴があるといえよう。

第二に、清掃法に照らしたとき問題となるような一九五〇年代における水利用を肯定的に捉え、これを推進する動きである。そもそも前述した湧水池での洗濯を批判した『三島民報』の写真は、カワバタなど屋外の水場で洗濯する人々が一九五六年の段階においても存在していたことを示すものであった。一九五八年には桜川ぞいの遊歩道の拡張工事が行われた際に、付近住民の洗濯の便をはかるため、遊歩道の三箇所を掘り下げて洗濯場を設けてほしいとする陳情が地元から出された。これに対し市土木課と厚生課は、洗濯場設置は好ましくないとしていたが、結局陳情に押されて設計を一部変更し、三箇所だけ鉄柵を取り除き、地面を下げて洗濯が可能な場所を設置した。^⑩付近住民の要請によって、観光スポットであってもカワバタが新た

に設置された点は興味深い。カワバタの利用という慣行は、水道整備が遅れ洗濯機が必ずしも普及していない一九五〇年代の三島市においては、行政の事業内容を変更させるだけの実質的な正当性を有していた。

(二) 上下水道整備に関する請願・陳情の増加

一九五〇年代半ばの水利用と自治体の関係で注目すべきもう一つの点は、上下水道整備に関する市議会への請願・陳情が増加したという点である。

敗戦後から一九五〇年代にかけての三島市議会への上水道整備に関する請願・陳情をみると、一九五〇年代前半までは上下水道関係の内容のものは登場しないものの、一九五〇年代半ばに急増し、一九五五年に三件、五六年に四件の上下水道整備に関する請願・陳情がみられた。特に目立つのは、排水関係の請願・陳情である。一九五五年は三件とも、五六年は二件が排水関係の請願・陳情であり、その多くが下水道整備に関する内容であった。一九五五年に提出された「田町四丁目下水道整備に付陳情」をみると、「私達の住む四丁目（六組く八組く九組）付近は従来下水道らしきものすら無く、各世帯の主婦は常に之が廃棄に毎日バケツにて遠きは百米も離れた県道の下水に運び捨てたり又はすい込みと称する深い穴を各家庭の井戸の付近に掘

り之に毎日の汚水を捨て、今日に到りましたが、此のすい込みの汚水は自然に井戸に浸透して井戸水になる事は必然と考へられます」とある。井戸が利用されていること、家の周りに下水道がないため汚水は遠方の下水道か「すい込み」に捨てている実態が読み取れる。一九五五く五六年にかけての上下水道に関する請願・陳情のうち五件は請願・陳情書自体が残存しており、その提出者代表の住所は、田町四丁目、小中島三丁目、宮町五丁目、小山区、六反田五丁目であった。田町・宮町・六反田は表1からわかるように、人口増加の割合が高い地区であり、小山は一九四一年市制施行時に三島町と合併した錦田村に位置しており、下水道整備が遅れていたと推定される。各町が自治体に対して下水道整備を請願・陳情するようになった点に、一九五〇年代半ばの特徴がみられる。一九五六年における四件の請願・陳情はいずれも市議会で採択されており、上下水道の整備は基本的には自治体の公共事業として進めるべきという市議会の認識も確認できる。

しかし、当該期の下水道の敷設を求める請願・陳情は、側溝に流された汚水が最終的に河川を汚濁する問題については触れていない点に留意する必要がある。生活排水が河川や地下水の汚濁を引き起こすことは住民の中で意識されていたものの、前掲の陳情でいえば「すいこみ」への排水

戦後改革期（一九五〇年代における都市住民の水利用と自治体（沼尻）

による地下水汚染という点に絞り込まれて認識されており、生活排水を浄化しないで居住地から離れた河川に流し込む側溝などの建設に関しては、特に問題視されずにこの時期に増加した。河川自体が汚水を浄化する一定の機能を有する点、側溝の機能は雨水を処理する側面もある点に留意する必要があるが、このような、公共下水道が整備される以前の独特な住民意識（Ⅱ家庭排水を浄化せず居住地から離れた川に流すことを当然視する）に、ここでは注目しておきたい。

（三）箱根山開発と管理

一九五〇年代に入り、水源地である山野の維持管理に関しても変化が生じた。箱根山に関しては、一九五一年に静岡県が箱根山林業総合開発計画を打ち出した。同計画は、一九五二年度から三カ年計画で実施されることとなったが、この事業実施の前提として支障となった点が二点あった。一つは、一九三六年に一部返還されたものなお約七六九町歩残っていた旧箱根土地株式会社の借地権であった。これに対して、三島市外五ヶ市町箱根山組合は、箱根土地の後継会社である国土計画興業株式会社と交渉し、箱根峠と熱海峠を結ぶ専用道路から上の部分（一六五町歩）を同社に売却することを条件に、それ以外の部分の借地権

の抹消を同社に承諾させた^②。もう一点は、農民が有した入会権、とりわけ自給肥料の原料となる青草の伐採との関係であった。この時期には採草のための労賃が高騰し採草も減少したため、三島市外五ヶ市町箱根山組合は採草の権利を有する各字と協議をはかって分収林契約を締結し、入会地で植林事業を進める代わりに、旧三島町、錦田村、中郷村の各字に山中新田に近い部分に植林地を割り当てた^③。

こうして、同組合らは、県の林業総合開発計画に基づき入会地であった原野一〇〇町歩の植林を一九五三年から開始した。ここで重要なことは、その際箱根山組合はこれらの原野を保安林に指定したという点である。保安林に指定した理由は、その場合苗木代は国または県が無償提供してくれるという条件によるのが大きかったという^④。しかし、同時代の箱根山開発に対する期待は、林業開発に限られるものではなかった。一九五一年の『三島ニュース』は、箱根山の開発内容として、林業以外にダム建設や温泉開発などを報じた^⑤。一九五四年の市議会においては、松田吉治市長が箱根山のゴルフ場としての開発の可能性を答弁した^⑥。すなわち、戦後改革期までは入会利用と開拓地としての利用が主であった箱根山の原野は、一九五〇年代に入り林業開発とともに観光開発などへの期待が高まっていたといえよう。しかし、実際には植林事業が先行して進み、

箱根山西麓の林野は、保安林として治山治水や水源涵養などの公共的役割を担うこととなった。

おわりに

市営水道が導入される直前の三島市における住民と水との関係を、関係性を保障する論理（正当性）に即してまとめると、以下の三つに分類できる。

第一に、私的土地所有に裏付けられた水利用である。所有地のなかの井戸水やカワバタの利用がこれに該当する。第二に、生活共同体としての性格を有した諸組合・町の権利に裏付けられた水利用とそのため諸施設や山野の維持管理である。これに関しては、簡易水道を維持管理する水道組合、防火用水を準備する町、そして入会地である山野を管理する複数の団体を挙げることができる。第三に、市街地の住民がそこで生活していることから派生しているとみられる慣行的権利に基づく利用である。洗濯や食器洗いやなどでの共同のカワバタの利用や家庭排水の排出先としての近隣河川の利用などが、豊富な湧水により市街地において可能であった。これらの多様な水利用が、簡易水道敷設の有無などの地域的差異を伴った形で、敗戦直後の三島市ではみられた。

このような人と水の関係を変える契機となったのが、戦時期から戦後復興期における人口増加と河川の汚濁であった。転住者の増加に伴う市街地の拡大やアパートの増加、生活排水の増加に対して、私的土地所有や諸々の共同性・慣行に支えられた水利用は限界面を有しており、そのなかで市営水道事業が開始されるなど、自治体による新たな公共性を有する政策が実施された。それでは自治体の政策は、住民と水との関係をどのように変化させたのか？以下、二点にまとめておこう。

第一に、当該期の市営水道事業は、住民生活全般を広く覆い尽くすように浸透したわけではなかった。水道の利用が住民生活に不可欠の存在と意識されるようになり、自治体による水道の維持管理を望む声が強まっていたことは事実である。しかし、市の水道事業は財政面や機能面でなお万全ではなく、そのため事業を継続する簡易水道組合も存在し、反対に市営水道の配水区域外の農山村部では新たに簡易水道組合が設立される場合もあった。また、市による水道や下水道の整備が進んだとはいえ、住民生活の多様な水利用が自治体に依存していたわけではなかった。西部五町の防火用水整備は町レベルで行われた。清掃法の施行後においてもカワバタでの洗濯は続けられ、新たな洗濯場が一九五〇年代に新設される場合もあった。水源である山野

戦後改革期（一九五〇年代における都市住民の水利用と自治体（沼尻）

の維持管理に関しては、入会権を有する農村部が重要な役割を担った。すなわち、水利用に関する生活共同体的性格を有する町や集落の機能や水辺の利用慣行は、自治体の事業に代替され変化させられていく傾向にあったものの、なお当該期においては存続していた（せざるを得なかった）点に注目する必要がある。

第二に、住民サイドから見た場合、水利用との関係で住民の側から自治体への新たな働きかけが見られるようになった点である。そこには二つのルートが存在した。一つは、町や組などが主体となり、請願・陳情などを通じて個別地区ごとの共通利害を、市政に反映させようとするルートである。生活共同体的性格を有する町が、側溝の設置や維持管理を自治体の公共性によって補完しようとしたことはその一例であった。これらの動きが、転住者が多数居住している市の外縁部で活発化したことも、一つの特徴といえよう。もう一つは、新たな主体形成を通じて、自治体に民意を反映させ市政を変えていこうとするルートであった。庶民大学三島教室での経験を経て模索された労働者、農民、商工業者らによる統一運動の動きは『三島民報』で報じられ、同紙では住民への了解のない公共事業批判がなされた。新生活学校の開始を契機とした三島市婦人連盟の主張も、清掃法の理念との類似性があるとはいえ、これに

類する動きといえよう。

以上の分析に鑑みれば、戦後復興期の三島市においては、国家法の枠組みに基づいた自治体の政策に対する住民の期待は高まるものの、それと同時に住民側からの自治体への主体的な働きかけが生じていた点が重要であろう。人口増加と水質汚濁のなかで、敗戦直後と同じスタイルの住民と水との関係を継続していこうとする動き（新たな洗濯場の設置に関する陳情）がみられる一方で、下水道整備を自治体に働きかけた町・組や、地方メディアによる報道を媒介とした新たな主体形成を目指す住民や諸団体（三島市婦人連盟もその一つ）による運動が、水に関する自治体の政策内容を規定したのである。こうした動きは「清流を汚す婦人たち」という報道にみられる問題点を生み出した点に留意する必要があるが、戦後改革後に変化しつつあった町などの団体や新たな政治主体の動き（さらにはそれらを報じる地方メディアの動き）によって、地域的公共性を有する自治体の政策に住民と水との関係性を保障する論理が徐々に埋め込まれていった点を、本稿の結論として強調しておきたい。

本稿は、これまでの研究が十分に注目してこなかった都市の実際の水利用とその背後にある共同性や慣行的権利、さらには水利用のうえで必要となる諸施設を整備する機能

を自治体に持たせようとする住民の新たな動きに着目したが、留意する必要があるのは、これらの水利用の前提となる山野の維持管理は主に農民によって担われており都市住民や自治体による関与が弱かった点、三島市においては湧水が豊富であったため私的土地所有に基づく水利用間の利害対立の経験を多く有していなかった点である。後者の問題は、三島溶岩流上流部において採水型工場の操業が進む一九六〇年代に、市街地の湧水が枯渇する問題として表面化した。そのような苦い経験が、人と水との関係の重要性を住民に認識させ、公害を未然に防ぐ役割を自治体に求める運動——石油化学コンビナート建設を阻止する運動——を新たに作り出すうえでの重要な一条件となつていったのである。⁷⁹

戦後改革期（一九五〇年代における都市住民の水利用と自治体（沼尻）

註

- (1) 石塚裕道『日本近代都市論』東京大学出版会、一九九一年、第二章・第三章。
- (2) 成田龍一『近代都市空間の文化経験』岩波書店、二〇〇三年、序論。
- (3) 水道運営をめぐる地区と市との関係変化を描いた自治体史として、水戸市史編さん近現代専門部会編『水戸市史』下巻（一）、水戸市役所、一九九三年、六四二―六四六頁がある。このほか、水辺の利用に着眼した環境社会学分野での研究が注目される（鳥越皓之編著『霞ヶ浦の環境と水辺の暮らし』早稲田大学出版部、二〇一〇年など）が、利用を歴史的に把握するという点において議論が十分ではない。（この点、沼尻晃伸『所有と利用の関係史』歴史学研究会編『第4次現代歴史学の成果と課題』第1巻、續文堂出版、二〇一七年を参照）。
- (4) 本稿でいう共同性とは、生活する際に必要不可欠となる特定の土地や資源を共同で所有・利用する際に派生する性質（主体は基本的に世帯単位）を指し、公共性とは地方公共団体による活動が帯びる性質（開かれており、構成員は差異があることを前提）を指す。西洋と異なり自治都市としての伝統を基本的に有していない日本の近代都市においては、市制・町村制の実施後も共同性を有する地域末端の諸団体が住民生活を保障する役割を担っていたものの、そのことと都市公共団体が実施する事業が有する公共性の関係は十分に検討されてこなかった（沼尻晃伸『都市の公共性をめぐる論点』『歴史と経済』一八四号、二〇〇四年を参

照）。そこで本稿では、国家的な政策枠組みのもので自治体の政策（水道整備）ともともと都市社会に存在していた水・水辺利用とのズレに着目するとともに、戦後復興期の時代状況のもとで変化しつつあった共同性を利用して——あるいは新たな主体形成によって——住民が自治体の有する公共性に新たな意味を埋めこもうとした側面に注目する。そのことを通じて、筆者が過去に追究したことのある三島市における石油化学コンビナート反対運動（沼尻晃伸『高度経済成長前半期の水利用と住民・企業・自治体』『歴史学研究』八五九号、二〇〇九年）が生じる一つの条件を、実証的に解明したい。

- (5) ドイツの環境史家ヨアヒム・ラートカウは、以下のように述べる。「河川に関して、工業の利害のみが幅を利かせるのではなく、漁師の、船乗りの、水浴する子ども達の利害、そして牧草地に水を引く農民や都市の飲料水供給の利害もまた発言権を得るならば、そのときそうした利害の多様性は「良い」環境を保証する」（ヨアヒム・ラートカウ『海老根剛・森田直子訳』『自然と権力』みすず書房、二〇一二年、四九頁）。
- (6) 三島郷土館編『水と生活』三島市教育委員会、一九九一年、三九頁。
- (7) 以下、「三島市」と表記した場合、一九五四年における中郷村編入後の区域を指す。
- (8) 三島市誌増補版編さん委員会編『三島市誌』増補資料編Ⅰ、三島市、一九八九年、一三七頁。原史料は各年度『国勢調査報告 府県編 静岡県』。
- (9) 三島市郷土館編『三島と戦争』三島市教育委員会、一九九五年、六〇―六三頁。

- (10) 同右書、六九頁。原資料は『静岡新聞』一九四四年二月二五日。
- (11) 同右書、六九頁。原資料は『静岡新聞』一九四四年四月二五日。
- (12) 三島市誌編纂委員会編『三島市誌』下巻(復刻版)、三島市、一九八五年(原版は一九五九年)、一二頁。
- (13) 同右書、一一一―一四頁。
- (14) 緒明圭造は、一九三三年の全国多額納税者一覧において、静岡県では鈴木與平に次いで二番目に多く、第三種所得税額二万―三〇〇円であった。渋谷隆一編『大正昭和日本文国資産家地主資料集成』1、柏書房、一九八五年、一四九頁(原史料は、『東京尚文社調査 全国多額納税者一覧』『講談倶楽部』第二十四卷第一号付録、大日本雄弁会講談社、一九三四年、八九頁)。
- (15) 「昭和十二年度特別税戸数割賦課額更生議定書 三島町」『昭和十三年―十六年 議決書類 三島町役場』八一頁(三島市立図書館所蔵)。
- (16) 同右史料、九四―九九頁。
- (17) 「新版三島風土記第四回 久保町市ヶ原宮川町の巻」『三島ニュース』一九四九年二月八日。
- (18) 「三島新地図 第四回 茅町の巻」『三島ニュース』一九五四年七月一日。
- (19) 「三島新地図 第五回 木町の巻」『三島ニュース』一九五四年七月一日。
- (20) 「新版三島風土記 第六回 田町二日町宮倉の巻」『三島ニュース』一九五〇年二月一〇日。
- (21) 三島市教育委員会編『三島用水誌』三島市教育委員会、
- 一九八七年、二六〇―二六二頁。
- (22) 前掲『三島市史』増補資料編1(注8)、一三七頁。
- (23) 以上の水道に関する記事は、『三島ニュース』一九四九年六月一〇日。
- (24) 前掲『水と生活』(注6)、二〇頁。
- (25) 森實『水と法と社会』法政大学出版局、一九九〇年、五六―五八頁。
- (26) 『三島ニュース』一九四九年六月一〇日。
- (27) 『三島ニュース』一九五〇年六月五日。
- (28) 『三島ニュース』一九四九年八月一〇日。
- (29) 三島市郷土資料館編『三四呂人形―野口三四郎の芸術―』三島市郷土資料館、二〇〇五年、一二頁。「水辺興談」は、一九三六年に開催された第一回綜合人形芸術院展にて、人形芸術院賞を受賞した作品である。
- (30) 「新版 第一回三島風土記 西町の巻」『三島ニュース』一九四九年九月五日。
- (31) 『三島産業タイムス』一九四八年五月一三日。
- (32) 『駿豆タイムス』一九四八年一月一日。
- (33) ただし、その後も西部方面では防火用水の調達の困難さが報じられた(『三島ニュース』一九五四年七月一日)ことから、町の活動の限界面にも留意する必要がある。
- (34) 山田重太郎「心に残る三島と箱根山」一九八四年、奥付の著者略歴及び『三島ニュース』一九五三年一月一日。
- (35) 戦時期―戦後改革期の町内会に關しては、吉原直樹『戦後改革と地域住民組織』ミネルヴァ書房、一九八九年、兩宮昭一『戦時戦後体制論』岩波書店、一九九七年などの先行研究を踏まえた議論を本稿ではなし得ないが、三島市の場合、

戦後改革期（一九五〇年代における都市住民の水利用と自治体（沼尻）

敗戦後の隣組連合常会で戦時期に任命された町内会長を批判し辞職要求の意見が出された事例を新聞が報じるなど（六反田二丁目での事例、『岳南新報』一九四六年八月九日）、GHQによる指令と直接結びつかない住民による動向が看取できる。

- (36) 三島市外五ヶ市町箱根山林組合、三島市外三ヶ市町箱根山林組合編『箱根山のあゆみと将来』三島市外五ヶ市町箱根山林組合、三島市外三ヶ市町箱根山林組合、一九九七年、三―四頁。なお、本稿では組合名はすべて、一九五四年に中郷村を編入した後の名称で表記している。
- (37) 同右書、八―九頁。
- (38) 以上の箱根土地との交渉過程は、前掲『心に残る三島と箱根山』（注34）、八二―一〇二頁を参照した。
- (39) 『岳南新報』一九四六年八月一日。
- (40) 『三島ニュース』一九五一年八月一日。
- (41) 前掲『三島用水誌』（注21）、二六九―二七〇頁。
- (42) 三島市役所編『三島の統計』一八号、三島市役所、一九五三年、三〇―三三頁。
- (43) 『三島産業タイムス』一九四八年七月一日。
- (44) 前掲『三島用水誌』（注21）、二五八頁。
- (45) 『三島ニュース』一九五〇年一月二六日。
- (46) 以下の特別委員会の質疑応答は、『三島市議会特別委員会会議録』（三島市役所蔵）一九五一年三月二三日。
- (47) 『三島民報』一九五二年七月二五日、同年八月二五日。
- (48) 前掲『三島市議会特別委員会会議録』（注46）。
- (49) 以上の質疑応答は、同右史料。
- (50) 前掲『三島用水誌』（注21）、二五八頁。
- (51) これらは、米国メリーランド大学が所蔵し、国立国会図書館などでマイクロフィルムやマイクロフィッシュによる閲覧が可能な「ゴードン・W・プランゲ文庫」に収録されている。
- (52) 『三島産業タイムス』一九四八年七月一日。
- (53) 『三島産業タイムス』一九四九年五月六日。
- (54) 『駿豆タイムス』一九四九年九月二八日。
- (55) 『駿豆タイムス』一九四九年六月二九日。
- (56) 小西政三「わたしの歩いてきた道」（私家版、三島市立図書館蔵）、一九九六年、八五頁。
- (57) 同右書、九三―九四頁、『三島民報』一九五三年四月二〇日。
- (58) 『三島民報』一九四九年九月一七日。
- (59) 『三島民報』一九四九年九月一〇日。
- (60) 笹川孝一「戦後社会教育実践史研究（その二）」『人文学報教育学』二二号、一九八六年、九二―九四、一一二―一四頁。
- (61) 詳しくは、同右論文及び川口和正「戦後」の立ち上がり――庶民大学三島教室―静岡県近代史研究会編『時代と格闘する人々』羽衣出版、二〇一五年を参照。
- (62) 以上の田中の回顧は、田中勲「軌跡60」（私家版、三島市立図書館蔵）、一九八一年、一八頁。なお、田中の回顧での表記は、『三島民報』での表記（三島市生活を守る会）とは若干異なるが、田中の文章は回顧録である点に鑑み、ここでは同一団体と判断した。
- (63) 『三島民報』に関して、プランゲ文庫に所収されている一九四九年一〇月八日付においては三島市生活を守る会に関する記事がみられるが、その後の新聞は同文庫に所収されておらず、三島市立図書館が所蔵する一九五〇年刊行の

『三島民報』では、税金問題の記事はあるものの、三島市生活を守る会に関する記事は管見の限り存在せず、紙面に変化がみられる点は指摘しておく。

(64) 汚物掃除法施行規則第四条などにおいても、河川などに糞尿を流すことを禁じていたが、このことが周知されていない問題を地方新聞が報じていた(『三島民報』一九五二年五月二〇日)。

(65) 『三島民報』一九五四年九月五日。

(66) 婦人生活文化研究所編『静岡県婦人団体連絡会二〇年のあゆみ』静岡県婦人団体連絡会、一九六五年、一四二頁。

(67) 『三島民報』一九五六年一月一〇日。

(68) 以下、同陳情書については、『昭和三十二年決議書綴』(三島市役所所蔵)より。

(69) 『三島民報』一九五六年六月一五日。

(70) 以上の点は、沼尻晃伸「高度成長期における住民生活と水利用」前掲『時代と格闘する人々』(注61)、二九二―二九三頁(原資料は、『三島民報』一九五八年九月二五日)。

(71) 各年度の『決議書綴』(三島市役所所蔵)から上下水道整備に関する請願・陳情を抜き出した。以下の引用も、各年の同史料による。

(72) このような意識の存在が、逆に公共下水道の整備の際に、公共下水道への住民側の理解が深まらない原因になったと考えられる。沼尻晃伸「自治体政策にみる高度成長期の下水道設置と公共性」君島和彦編『近代の日本と朝鮮』東京堂出版、二〇一四年を参照されたい。

(73) 『三島ニュース』一九五二年一月二一日。

(74) 前掲『箱根山のあゆみと将来』(注36)、一九頁。

(75) 同右書、二六―二八頁。

(76) 同右書、二八頁。

(77) 『三島ニュース』一九五一年八月一日、八月二一日、八月二二―二八頁。

(78) 『三島市議会会議録』一九五四年三月一三日、二三―二五頁。

(79) 一九六三年～六四年にかけて石油化学コンビナート反対運動が三島市でおきる初発の契機に濁水問題が関係していた点は、前掲「高度経済成長前半期の水利用と住民・企業・自治体」(注4)を参照。

本研究は、JSPS科研費JP一五K〇三五八六の助成をうけたものです。

(本学文学部教授)

Local Government and Water Usage of Urban Residents in the Postwar Reform Period till the 1950s

—A Case Study of Mishima City in Shizuoka Prefecture —

NUMAJIRI, Akinobu

This study aims to thoroughly examine the diverse water usage by urban residents of Mishima City in Shizuoka Prefecture in the postwar reform period till the 1950s and the various relationships that support it. The study will also clarify the relationship between the local government and residents with respect to water usage established through the process where various policies related to water were implemented by the local government and the nation.

Water usage by residents immediately after World War II may be categorized into the following three types: First, water from wells installed on private land was used. Second, water maintained and managed by various groups including private water-supply association was used. Third, there was water usage based on customary rights, such as washing laundry at waterfronts, possibly derived from residents living in areas near the waterfront. At this stage, no close relationship between the water usage by residents and the local government policies was found.

In the 1940s–50s, the population of Mishima City increased and the domestic wastewater polluted the rivers. At this time, the city started waterworks and the Japanese government established Waste Disposal Act, prohibiting the dumping of human waste into rivers. However, the enforcement areas of the municipal waterworks were limited to a certain part of the city for financial reasons. Washing at the waterfronts, that may violate Waste Disposal Act, also continued. On the other hand, residents launched various movements to make the local government reflect the public opinion while demanding the development of water supply and sewage lines that could not be achieved by various groups from the residential areas.

Thus, local government policies concerning water usage during that time were not necessarily sufficient and were far from the life of the residents. However, amidst social changes including population growth, residents did not only stick to water usage that relied on various conventional groups and customs but also started to position the local government as the main entity that implements new public policies concerning water usage.

戦後改革期
一
九五〇年代における都市住民の水利用と自治体（沼尻）